

ニュースリリース

一般社団法人 NTS セーフティ家計総合研究所（2022.2）

特集：若者を狙うマルチ商法のワナ

若者が標的に

国民生活センター*1（国セン）が毎年公表している『消費生活年報』*2から、主要販売形態別の契約当事者年代別割合をみると、20代までの若者の相談が圧倒的に多いのはマルチ商法（以下マルチ）で、件数は約1万件、割合では49.1%（2020年度）と約半数を占めました。

年次ベースでみると、2015年の同じ対象のマルチの割合は36.6%でしたから12.5%増加したことになります。

逆に高齢者をみると、「訪問購入」「訪問販売」「電話勧誘販売」といったところが、高い割合となっています。全年代に同じように分布しているのは、「通信販売」と「店頭販売」です。誰でも利用する一般的な取引なので、通信販売で37万件、店舗販売で19万件と著しく大きな数字になっています。通信販売で30代以下が多いようにも見えますが、マルチほどの大きな特徴はありません。

すぐそこに迫る危機

マルチは、法律で禁止されているネズミ講（無限連鎖講の防止に関する法律・1978）ではありません。特

定商取引に関する法律（特商法・旧訪問販売等に関する法律）で「連鎖販売取引」と規定されています。法律に従った勧誘・取引を行えば違法にはなりません。両者の違いは、ネズミ講が金品を対象としているのに対して、連鎖販売取引は商品等を媒介させて商取引の形態にしているところです。

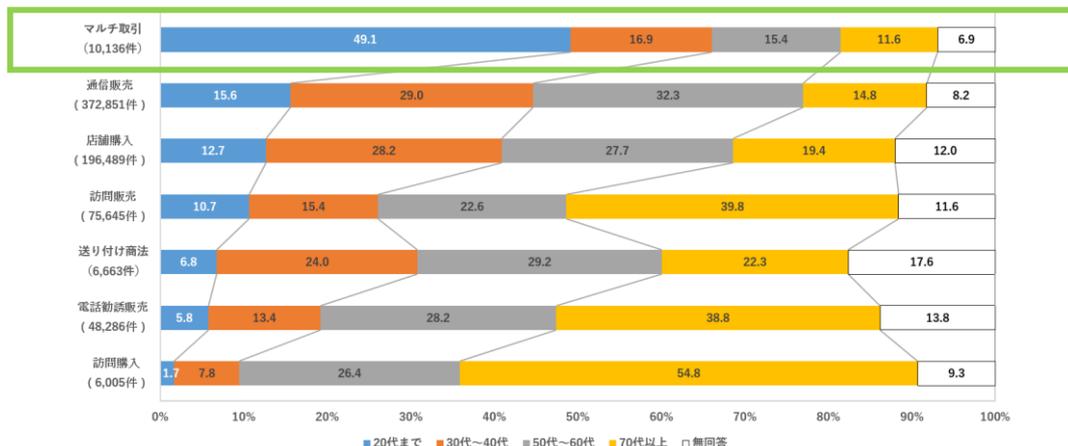
ただし、この法律の規定はかなり厳しいものになっているので、実質的には禁止に等しい規定といえます。そこで人間関係を持ち出して、それをテコに巻き込むのです。

国センは、これら取引に関する「注意喚起情報」を再三にわたって発信していますが、一向に改善の余地が見られません。それどころか手口はより悪質化しています。

*1 国民生活センターは、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的」（独立行政法人国民生活センター法）とした独立行政法人です。

*2 消費生活センター等が受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談（危害情報を含む）」をとりまとめた年報（PIO-NET）。消費生活センターの役割は、消費者からの相談に対して「助言・あっせん・啓発」を行うことを役割としています。したがって解決を目的とした機関ではありません。

主な販売形態別にみた契約当事者年代別割合（2020年度）



マルチ商法は、なぜダメなのか

ネズミ講が禁止される理由

前のページで紹介した金品を対象としたネズミ講（無限連鎖講）を禁止する理由は、法律に以下のように書かれています。

「無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるにもかかわらずいたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ（以下略）」（無限連鎖講の防止に関する法律）

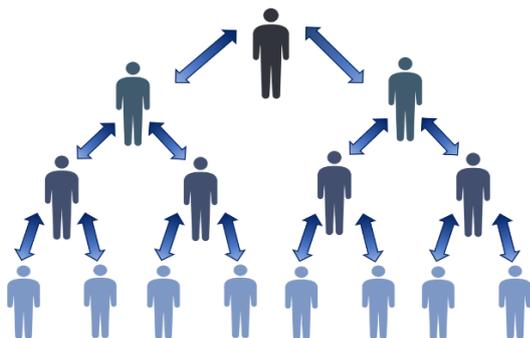
ネズミ講を図にすると下のようになります。1人が2人を勧誘することを繰り返すと、27世代目には日本の人口を超えます。そこでこの法律では、「主催者」だけではなく「加入すること」「加入することを勧誘すること」も禁止としています。違反者には刑事罰である懲役刑があります。

消費者庁がまとめている消費者問題年表には、1971年のところに「この頃、ネズミ講『天下一家の会』問題化」とあります。年代でいえば、現代の若者の祖父母が現役だったころです。相当社会に蔓延していたようですが、すぐに政府が対応したわけではなく禁止法ができたのは1978年のことです。

制定当時の法律が禁止したのは「金銭」を材料にしたネズミ講でした。ところが悪いことを思いつくのはいつの時代も同じで、国債は金銭ではなかろうと、国債を使ったネズミ講がでてきたのです。そこで1988年に法律が改正になり「金銭」は「金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む）」とされました。

規制のループ

こういった脱法とまではいえない法律スレスレの行為を「潜脱」といいます。ネズミ講が蔓延して規制



の動きが出ていたころ、特商法ができて、マルチ商法（以下マルチ・連鎖販売取引）はその中に盛り込まれました。特商法（1976）のような特別法といわれる法律は、定義を定めてその要件に該当する行為を規制する建付けになっています。

悪い解釈をすれば、定義に該当しないような取引を組み立てれば、法律は規制できません。法制定後抜け穴をふさぐために2度改正されています。潜脱が理由なのはいうまでもありません。当時は“マルチまがい”という言葉も使われていましたが、今はさらに進化（悪質化）しています。

初期のマルチには、当時珍しかった羽毛布団が使われていました。現在は普通の家庭でも購入できる金額になっていますが、それほど普及していたわけではないので、一般的に価格はあまり認識されていませんでした。

例えば羽毛布団1枚30万円という、今感覚ではあり得ない金額ですが、物の値段を知らないだけでなく、知り合いから誘われるというテコの力が働くと、契約してしまう人がいるのです。もちろんこの法外な値段にマルチのマーゲインが含まれていることはいうまでもありません。ダイヤモンドも使われましたが、価格の相場が知られていないという意味では同じです。

致富欲（ちふよく）と判断力

マルチの媒介物は何でもいいのです。こういった物の値段がわかりにくい商品が利用される時代が続きました。ところがこれら商品は、大きく儲けようとすると、在庫を抱えることになります。購入額によって、マーゲイン率が変わってくる巧妙な仕組みを作っていたからです。

犯罪の動機としてよく聞く言葉に「金に目が眩む」があります。一方、物事や心事には必ずそれなりの理由や理屈があって、こういった衝動的な欲望の一面には「儲けたい」という致富欲（豊かな富を得たいという欲求）があります。この欲望自体は悪いものではありません。致富欲があるから、人は働き社会は発展してきたといえるからです。

一般的に大きな富を得るためには、大きなリスクを伴います。敢えて冒険を犯さずに小さな富に満足している人も、目の前に大きな富があるかもしれないという状況におかれると、そのバランスを崩す人がよくいます。

マルチの業者は、まずこの致富欲を刺激します。もちろん勧誘を受けた人全員が契約するわけではありません。たいていは半信半疑から抜け出ないのではないかと思われま。そこで有名人や政治家とのつき合いを宣伝材料に使ったり、友人を使い、その信用をテコに、半信半疑の状態から踏み出させるのです。参加せずに儲けようとしなは愚かであるとばかりの口説き文句は常套です。

致富欲、致富心と似た言葉に射幸心があります。ネズミ講が禁止されている理由の一つです。射幸心は一攫千金が叶えば幸せになれるという心理状態で、身近な言葉でいえばギャンブルです。

ギャンブルは失敗することの方が圧倒的に多いのは周知の事実です。ところが全財産どころか、借金までしてギャンブルに嵌ってしまう人が少なからずいます。薬物中毒と変わらないくらい深刻な依存症だといわれています。

現代の刑法には賭博罪がありますが、中世の時代から賭博はご法度でした。土地を担保にして賭博に嵌り土地を失った武士や刃傷沙汰も発生していたといひます。それでもなかなか賭博はなくなりません。極論で賭場があるのが問題なのだから、なくせばいいという議論もありますが、なくせば水面下に潜ってしまうのが賭博と人なのです。

マルチと賭博は人の心の形成で、おそらくどこか遠い祖先でつながっています。人にこういった心がある以上、絶滅させることはおそらく不可能ではないかと思われま。

マルチのハイブリッド化は止められない

最近若者に被害を広げているのは、「お金に働いてもらう」という投資商品を絡めた悪質商法です。入口はマルチではありません。まず利益を稼ぎだすことができると謳った「情報商材」なるものを販売します。

情報商材が何かというと、消費者庁のホームページでは「インターネットの通信販売等で、副業・投資やギャンブル等で高額収入を受けるためのノウハウ

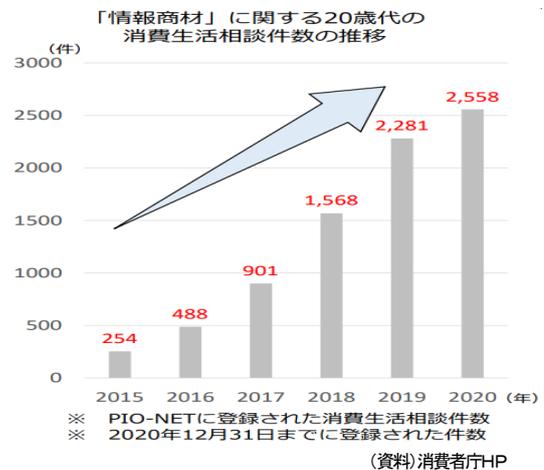
等と称して販売している情報のこと。情報商材の形式は、PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン、アプリケーション、冊子、DVD等がある」と定義されています。

これは善悪の域をこえてかなり悪質です。まず「儲かる」という致富欲に訴えます。欲に大小をつけることはできませんが、たいていの人にはくすぐられます。政府も貯蓄から投資への移行を進めていますから、時代の流れに乗っているような気にもなります。

なかには成功する人がいるかもしれませんが、ほとんどの人はうまくいきません。その段階でもっと儲かる方法として、誰かに売れば元がとれると、マルチへの誘いがあります。

つまり整理すると、投資で損しても、マルチで儲ける(損失補填する)というハイブリッドな仕組みになっているのです。“後出しマルチ”といわれることもあります。

20歳代の情報商材に関するトラブルは5年で10倍と猛烈な勢いで増えています。契約金額はおよそ50万円でお金がないと断ると、借金の仕方まで指南されます。



懸念される契約関連トラブルの低年齢化

18歳成人が新年度からスタートします。今や8割以上の同年代が高校から高等教育機関に進学する時代です。その先で彼らが直面することになる、こういった悪質商法からの誘いにどう対応するかは大きな問題です。

マルチは被害者も加害者も、元はどちらも消費者です。大切な人間関係の形成期にこのようなトラブルを巻きこまれ、巻き込んでせつかくの時間が台無しになりかねません。

マルチ商法に関する一考察

上席研究員（消費生活アドバイザー） 水上 宏明

マルチのギモン

筆者が初めてマルチのことを聞きかじったのは、1980年代に入ったころです。当時、初めて知った会社名が40年の時を経て、再び世間の耳目を集めました。当時の総理大臣が主催する桜を見る会に会長が招待されていたというから驚きです。今年になって詐欺罪で有罪になりましたが、半世紀近くにわたって「騙し」続け「騙され」続けたのは何故か。

マルチによって被害に遭うのは、致富欲が惹き起こされたことがひとつの要因であることは間違いありません。これはあくまでも個人の問題ですが、社会全体が致富欲の空気によって流されたこともあります。

バブル経済です。わが国は昭和の終わりにバブル経済の波にのまれました。地球サイズで見るといざるところで起こっています。歴史を遡るとオランダで起きたチューリップバブルが有名です。今から300年以上も昔のこと、わが国は戦国時代から江戸幕府の初期のころです。1個の球根の価値が、現代でいえば最高級外車1台くらいになったといえます。

その後もこのようなバブルは歴史の中で何度も繰り返されます。土地や株式への投資が多くのケースですが対象は何でもよく、絵画や骨董が対象になったこともあります。要は、モノは何でもいいのです。致富欲を煽りたて、社会の空気がその方向に流れればバブルは起こるのです。

その理由を「経済学の巨人」と称されるジョン・K・ガルブレイス教授は、その著書の中で次のように解き明かしました。「実際問題としては、金融上の記憶というものは、せいぜいのところ20年しか続かないと想定すべきだ、ということである」（バブルの物語・1991）

マルチにも似たところがあります。ほとんどの場合、最後は被害者になりますが、損するつもりで参加した人は一人もないはず。参加者の心理には致富欲があって、それが自身の心の中で勝手にバブルの状態にしてしまう。それに友人や社会的信用のある人がからむと、思わず入り込んでしまう。そんな心理状態だったのでないでしょうか。

誘った方が悪いのは当然ですが、乗った方もどこかで冷静さを欠き、理性を失っているわけです。

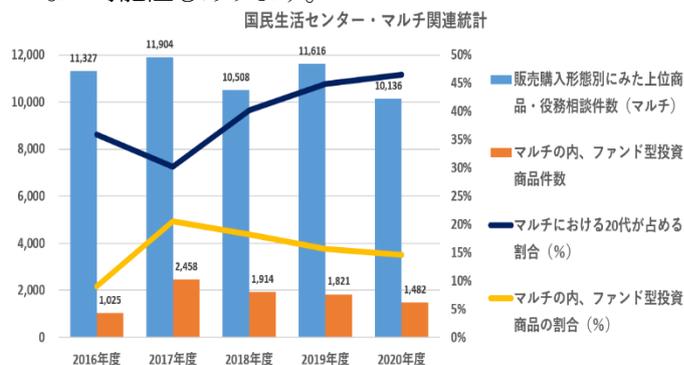
SNSが拡散スピードを早める

コミュニケーションの手段は、SNSがメインの時代です。普段つき合いのない知人にも簡単に連絡がとれます。マルチに誘い込む側にとってこれほど便利なものはありません。

マルチで行政処分を受けた例をみると、決まって①友人からのSNSやインターネットで最初のコンタクトがあって、②次に会ったときに勧められるときは成功者が同席していて、③断れない雰囲気の中で契約しています。

この数年マルチに使われている情報商材のコンテンツは、日経先物取引225、バイナリーオプション取引、FX取引等で儲けるための情報です。これら情報商材の国センへの相談件数は、3ページのグラフでみたように2020年で2,558件と5年で10倍になっています。

一方、マルチの内、ファンド型投資商品の件数は下の図のように1,482件と乖離があります。「情報商材」と「投資型商品」は相談内容の分類の仕方、あるいはマルチの業者がより巧妙になって表面化していない可能性もあります。



(資料) (独)国民生活センター「消費生活年報2021」より当法人が作成

規制をかき潜るマルチ商法

マルチの被害者に若者が集中している原因は他にもあります。高齢者の投資詐欺は、手元のお金を騙し取りますが、若者にそのような大金はありません。

マルチの業者は、貸金業者に課された規制のウラを巧みに使っているのです。例えばこんなトークです。「学生で50万円も持っている人は少ない。みんな借りてやっている」「借りてやりな、とは言えないけど俺らは借りる手伝いができる」としたうえで、「職業はフリーターかアルバイトにする」「週5、6

日働いていることにする」「年収150万円」「使途は、フランスに1、2週間滞在すること」といったことです(マルチ業者への行政処分文書から抜粋)。

貸金業法は、貸し付けの上限額を年収の3分の1までとしています。さらに50万円を超えると年収証明を必要としています。この条件に合うように、少ない年収を多く見せかけるように申告させているのです。

さらに学生や若い人の場合、奨学金を借りていたり返済している人が多くいます。その場合は、「奨学金を借りているかどうか聞かれるけど、借りていないと申告して大丈夫だよ」とも指南します。

奨学金は延滞を起こさない限り個人情報機関に登録されないことを彼らは知っているのです。借りさせたお金はそのまま現金で受け取ることもあれば、電子マネーで送金させ足がつかないようにするといった手の込んだ方法もあるといいます。

物事の二面性を見抜く批判的思考力

さすがにネズミ講は新種のものでできませんが、マルチや投資関連は次から次へと新手が出てきます。たまに摘発されたり行政処分を受ける業者もいますが、おそらく氷山の一角です。

被害を受けないための未然防止策として、警察から消費者関係行政まで啓発活動・消費者教育に余念はありません。ところが被害者はあとを絶ちません。日本人のどこかに根本的な問題があるのではないかと

と考え込んでしまいます。

日本人の道德心の高さは世界に誇れるものです。根本は「ウソをついてはいけない」という言葉の通り正直であることです。ところが現実には、この基本的道德心が通用しない人がいるのです。

自分はウソをつかないのだから、相手もウソはつかないだろうという期待は、こういった場面では無用になってしまうのです。ましてや友だちなら。マルチは、この心理を巧みにつけてきます。そして次のステップは、被害者だった人が勧誘する側に回り加害者になってしまうのです。

解決策はどこにあるのでしょうか? こんな言葉を添えてこの原稿の締めとします。

「現実には、唯一の矯正策は高度の懐疑主義である。すなわち、あまりに明白な楽観ムードがあれば、それはおそらく愚かさの表れだと決めてかかるほどの懐疑主義、そしてまた、巨額な金の取得・利用・管理は知性とは無関係であると考えざるほどの懐疑主義である。」(前掲書)



『パブルの物語』(ジョン・K・ガルブレイス)

消費者教育の目標のひとつになっている Critical Thinking (批判的思考力) のことです。いやな時代になったものです。

18歳成人と契約

今年4月から単独で契約行為ができる年齢が18歳に引き下げられます(民法改正)。これにともない日本貸金業協会が学生顧客への貸し付けについて調査したところ(サンプル数420社・昨年5月調査)、以下のような結果となりました。4月以降、18~19歳の学生に貸し付けを行うと回答した会社は12.4%、未定17.6%、対象外とした会社は70.0%でした。20~22歳の学生では、貸し付ける23.3%、未定13.8%、対象外62.9%という結果になりました。

マルチの規制強化のために貸金業者に貸し付けをやめさせたかどうか、マルチ限定で成人年齢を引き上げたらどうかという向きもありますが、一筋縄では行きません。現行法では全てを割り切ることは出来ませんので、18歳成人となった今、この様な教育も必要となっています。

「18歳成人に関する私どもの講演について」

テーマ:「18歳成人と契約」「若者を狙うマルチ商法」「マルチ商法から身を守れ」等(いずれも仮題)
対象:①高校生以上の若者世代 ②一般消費者 ③消費者教育担当教員

その他テーマでのセミナー・講演のご用意もございます。ご興味のある方は、当社ホームページ「お問い合わせ」迄一報をお願いします。

活動状況（講師派遣）

【過去実績】 ※五十音順・複数回実施を含みます

【教育関係など】

神田外語大学
神田女学園高等学校
札幌創成高等学校
札幌大学
新宿医療専門学校
新東京歯科衛生士・歯科技工士学校
東京アニメ・声優専門学校
東京家政大学板橋キャンパス
東京コミュニケーションアート専門学校
東京バイオテクノロジー専門学校
東京ベルエポック美容専門学校
東京富士大学
帝京科学大学
東京都立片倉高等学校
東京都永山高等学校
東京都立農業高等学校
日本医歯薬専門学校
武蔵野大学附属千代田高等学院
横浜美術大学
了徳寺大学

【行政機関など】

茨城県奨学金貸付担当者勉強会
茨城県神栖市中央公民館
・親子で学ぶおこづかみ講座
・気軽に学べるキャッシュレス講座
茨城県庁債権管理業務研修会
大分県母子・父子自立支援員研修会
埼玉県教職員等消費者教育セミナー
佐賀県こども家庭課
佐賀県母子・父子自立支援員研修会
島根県ひとり親福祉担当職員研修会
栃木県母子・父子福祉貸付金債権回収業務研修会
鳥取県税外未収金に係る庁内会議
横浜市緑区高校生対象自立支援講座
横浜市緑区鴨居ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区霧が丘ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区十日市場ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区中山ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区山下ふじ寿か園「シニア講座」
横浜市南区高校生対象自立支援講座

【その他】

一般社団法人 家の光協会
栃木県社会福祉協議会母子・父子自立支援員等研修会
長野県母子・父子自立支援員連絡協議会
福岡県行橋商工会議所主催講演会



ゆきち

当法人のマスコットキャラクターです。

【講演のご依頼】

講演のご依頼がございましたら、同封の申込書をメールまたはFAXでいただくか、下記ご連絡先までお問い合わせください。

【リモート対応】

昨年度からリモートでの講演対応もご用意しております。詳しくは事務局までお問い合わせください。

私たちは、生活困窮者の方々や、より良い家計管理に向き合おうとする全ての方々に、「家計教養」をキーワードとした質の高い教育をご提供することを、持続可能な開発目標に据えて取り組んでいます。

【家計教養チャンネル】

当法人のYouTubeコンテンツです。過去の講演についてもご紹介させていただきますので、ご参考にさせていただきます。

URL:<https://www.youtube.com/channel/UCFjBX2A1QXwW922gmCsSrjw>



【寄付のお願い】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。詳しくはホームページをご覧ください。

生活困窮者自立支援に向けた活動にお力をお貸しください

ニュースリリース 2022. 02 No.8

《編集・発行》

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

TEL (03) 6459-4770 (担当: 長野)

FAX (03) 3457-1630

URL: <https://nts-safety.com> Mail: nts-kskn@nts-hd.co.jp



FAX送信先

03-3457-1630

一般社団法人

NTSセーフティ家計総合研究所 行



※こちらからもお申込できます。

講師派遣予約申込書

下記のとおり、講師派遣を申し込みます。なお、日時については、開催も含めて決定した段階で確定するものとします。

日時	202 年 月 日 ()	予定時間 _____ 分
	開始時間 _____ 時 _____ 分から	
場所	<input type="checkbox"/> リモートでの講演を希望します。	*ご連絡先と異なる場合のみご記入ください。
テーマ	「若者を狙うマルチ商法のワナ」(マルチ啓発) 奨学金/家計管理/キャッシュレス/その他	*該当するものに○印をつけてください。
参加 予定者数	_____ 人 (学校様) _____ 学年	*少人数でも構いません。
その他		*講演の際に強調して伝えて欲しい点等があれば、お知らせください。

ご連絡先	
団体名 貴学名	
所属部署	
ご担当者名	
ご住所	
ご連絡先	Tel : _____ Fax : _____
	E-mail : _____

本状到着後、確認のご連絡をさせていただきます。
また、リモートをご希望の団体様には、リモートの仕様について確認をさせていただきます。

※うら面のご注意も併せてご参照ください

N20220207

ご注意

1. 学校での講演における講師料は、無料です。
*交通費・宿泊費が発生する場合は、個別にご相談とさせていただきます。
2. 講演で使用するレジメ（スライド用）は、ご担当者様とお打ち合せのうえ、Eメールでお送りします。
*受講者に配布する場合は、お申込団体様での印刷をお願いします。
3. 講演時間は、30～60分程度でご用意しております。それ以上の場合はご相談ください。
4. 講演の様子につきまして撮影いただいた写真を、当法人のホームページに掲載させていただく場合がございます。
5. ご許可をいただいた後に無記名のアンケートを行い、集計結果を研究成果としての発表する場合がございます。その際今回の結果データのみを単独で使用することはいたしません。
6. 今回の講演について、マスコミ等から取材要請があった場合は、事前にお申込団体様のご許可をいただくものとします。
7. リモートシステム（Zoom など）での実施をお考えの場合は、申込書の場所欄に記載されている「 リモートでの講演を希望します。」にチェックを入れてください。リモートで実施の場合、お申込団体様で設定したスケジュールに当法人の講師が参加させていただく形式をとらせていただきます。詳しくは事務局までお問合せください。

以上